

業務委託仕様書【プロポーザル用】

1 委託業務の名称

ものづくり産業人材確保支援事業（高校生）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

県内高校生に対して、県内製造業の理解を深める機会を提供し、本県経済の基盤である県内製造業企業における若年人材の確保に繋げるもの。

4 委託概要

受託者は以下の取組を実施すること。（詳細は〔別紙〕を参照。）

なお、本事業は「『感働！ふくしま』プロジェクト」の構成事業であり、プロジェクト内の他取組と適宜連携を図ること。

(1) 技術体験の実施

県立テクノアカデミー施設と連携し、高校生に技術体験の機会を提供すること。

(2) 企業ガイダンスの実施

高校生が、県内製造業の事業内容・就業環境・労働条件などについて企業から直接説明を聞き、意見交換できる機会を提供すること。

(3) 企業見学会の実施

高校生が、県内製造業企業の製造業務などを見学し、具体的な就業イメージの形成につながるような機会を提供すること。

(4) 企業の「伝え方向上」の支援

高校生に県内製造業企業の魅力が伝わるよう、企業紹介資料等の作成・助言、実践的なプレゼンスキル向上など、幅広く企業支援を行うこと。

(5) 社会人講話の実施

進学希望の高校生が大学や大学院卒業後の県内での働き方について、県内の製造業で活躍する職業人から話を聞き、意見交換できる機会を提供すること。

5 対象者

(1) 高校生・・・県内に所在する高等学校に在籍する生徒。（原則として工業科を除く。）

(2) 県内企業・・・県内に事業所（本社・本店又は営業所、工場等）を有し、日本標準産業分類で製造業に該当する中小企業を主な対象とし、次の事項を満たすこと。

①令和7年度において、高卒人材の採用計画を有すること。

②労働基準法ほか労働法関係法令の違反がないこと。

- ③国、県及び市町村が財源的基礎となった補助金適正化法に規定する補助金等を不正な手段で受給していないこと。
- ④国、県及び市町村の税金について滞納がないこと。
- ⑤暴力団対策法で規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- ⑥風俗営業適正化法で規定される営業を事業としていないこと。

6 実施体制

(1) 業務責任者・スタッフの配置

受託者は業務責任者を定め、事業全体の運営・調整等に関して責任をもって管理をするとともに、各取組内容に十分な経験を有する運営スタッフ等を配置し、効果的な実施体制を構築すること。また、事故等が生じた場合に備え、緊急時の体制・対応についても併せて整備すること。

(2) 運営・進捗管理に関する定期的な打合せ

本事業の運営にあたり、事業毎に適宜効果分析を行い、課題抽出・改善案を提案し実施していくことで、効果的な事業進捗を図るため、定期的な打合せ（月に1回程度）を実施すること。

7 成果等

- (1) 実績報告書（事業実施に関する経過、全取組に関する実績・分析結果）
- (2) 資料等一式
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

8 対象経費

- (1) 人件費（賃金、通勤手当、社会保険料等）
- (2) 活動経費（旅費、リース料、通信費、印刷費等）
- (3) 業務管理経費
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) その他県が必要と認めるもの
 - ※機械及び部品等の資産取得は認められないのでリース対応とすること。

9 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ①委託業務着手届（別記第1号様式）
 - ②業務責任者通知書
 - ③実施計画書（事業工程表、実施体制表、実施内容、運営・進捗管理の方法 等）
 - ④その他業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

①委託業務完了報告書（別記第2号様式）

②委託業務実績報告書（別記第3号様式）

※収支決算書及び経費の明細が分かる書類を提出し精算手続きを行うこと。

③事業成果品（上記7のとおり）

④その他業務の確認に必要と認める書類

10 委託料の支払い

委託契約書第10条に定める委託料の支払いについては、第9条第2項に定める委託料の額の確定通知により、別記第5号様式によるものとする。

なお、上記にかかわらず、受託者の請求により必要と認める場合には、別記第4号様式により概算払いをすることができる。

11 委託事業により発生した収益の取り扱い

受託者は、委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

12 契約に関する条件等

（1）無償サービスの原則

受託者は、本事業において、協力企業等から名称の如何にかかわらず、手数料若しくはこれに類する費用を徴収することは禁止とする。

（2）一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部であっても、福島県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（3）本事業の引き継ぎ

受託者は、本事業の終了後、他社に業務を円滑に引き継げるよう体制を整えとともに、成果物についても客観性に留意して作成すること。

12 受託者の責務

（1）成果品一式の所有権及び著作権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。

（2）本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもつばら福島県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（3）個人情報保護の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。

- (4) 本事業で知り得た個人情報について、第三者への漏洩、他目的での使用・売買等を禁止する。なお、これは本委託契約終了後も同様である。
- (5) 本事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 会計実施検査がある場合は、検査に協力すること。
- (7) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、福島県と受託者が協議の上で定めることとする。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

[別紙]

【高校生に対する取組に係る共通事項】

- 参加高校・回数について、福島県で別途聴取した「要望調査票」に加え、受託者が県内高校の要望聴取を行い、確保に努めること。
- 参加高校に、県内製造業企業の魅力が伝わるよう効果的な企画・運営を行うこと。
- 各取組の具体的な実施日時について高校・協力企業と調整すること。（技術体験に関しては、テクノアカデミー職員と連携し、役割分担を明確にした上で行うこと。）
- 企業は、受託者の提案に基づく企業のほか、以下により公募を行い、幅広く募集すること。
 - ・本仕様書「5対象者（2）県内企業」に該当する企業とすること。（100社以上）
 - ・受託者は、案内通知の作成、周知、相談等の受付・対応、集計等の業務を行うこと。
- 各取組への協力企業については、受託者の提案企業や公募企業などの企業ニーズを十分に踏まえた上で高校に提案するものとし、高校から要望等がある場合は適宜調整すること。（調整に当たっては、「高校・企業の新たなつながり」の形成を目標に進めること。）
- 協力企業に対し、高校生への効果的な伝え方やガイダンス手法等について助言すること。また、高校生に配布する企業紹介の資料を作成すること。
- 企業ガイダンス及び企業見学会に関して、高校生の就職ミスマッチ軽減を図るため、ワークルールの基礎的な理解や、就業後の相談機関などの情報提供を分かりやすく紹介する時間を設けること。
- 関連事業として当課が制作する製造業の魅力をPRする動画について、企業ガイダンスや企業見学会等において放映するなど、当該動画を高校生に視聴してもらう機会の創出に努めること。

1 技術体験の実施

県立テクノアカデミー施設と連携し、高校生に技術体験の機会を提供すること。

実施概要

① テクノアカデミー施設（郡山・会津・浜）を活用した技術体験

実施回数：10回程度

実施時期：高校のニーズを踏まえること

留意事項：技術体験の内容については、各テクノアカデミーで作成したプランに基づき決定する。

また、高校生の移動に係るバスを手配すること。

② テクノアカデミー職員による出前授業

実施回数：10回程度

実施時期：高校のニーズを踏まえること

留意事項：技術体験の内容については、各テクノアカデミーで作成したプランに基づき決定する。

2 企業ガイダンスの実施

高校生が、県内製造業企業の事業内容・就業環境・労働条件などについて企業から直接説明を聞き、意見交換できる機会を提供すること。

なお、保護者の参加も可能とすること。

実施回数：7回程度

実施時期：高校のニーズを踏まえること

協力企業：1回あたり3社以上を目安とする

3 企業見学会の実施

高校生や教員等が、県内製造業企業の製造業務などを見学し、製造業の更なる理解促進と具体的な就業イメージの形成につながるような機会を提供すること。

実施回数：25回程度

実施時期：高校のニーズを踏まえること

協力企業：1回あたり2～3社を目安とし、高校・企業の実施可能な時間帯や移動時間等も踏まえながら調整すること。

留意事項：見学会については、事業説明、工場見学、意見交換を基本とし、見学の中で可能な限り高校生が技術を体験できる機会を作るよう、協力企業と調整すること。

また、高校生の移動に係るバスを手配すること。

4 企業の「伝え方向上」の支援

高校生に県内製造業企業の魅力が伝わるよう、以下の支援を行うこと。

① 企業紹介資料の作成支援

② 企業ガイダンス・企業見学会等の協力企業へのプレゼンスキル向上に向けたアドバイス

③ 企業の「伝え方向上」につながるセミナーの実施：3回程度（内容は要協議）

※企業ガイダンスや企業見学会の協力企業以外の企業も参加可能とすること。

5 社会人講話の実施

進学希望の高校生が大学や大学院卒業後の県内での働き方について、県内の製造業で活躍する職業人から話を聞き、意見交換できる機会を提供すること。なお、製造業以外の職業人による同種事業と共同で実施することも可とする。

実施回数：3回程度

実施時期：高校のニーズを踏まえること

協力企業：1回あたり製造業1～2社を目安とする

6 効果分析

- (1) 参加生徒にアンケート調査を実施し、本取組の評価や、「本事業参加に伴う製造業への関心度の推移、就職に向けた意識変容」の項目を含めた上、幅広く傾向を分析しとりまとめること。
- (2) 参加高校にアンケート調査を実施し、本取組の評価や高校生の就職に関する意識や傾向を分析しとりまとめること。
- (3) 協力企業にアンケート調査を実施し、本取組の評価や高卒採用に関する取組や採用傾向を分析しとりまとめること。
- (4) 令和6年度に参加した高校生のうち、県内製造業企業に就職した生徒数・割合（高校にヒアリング）

7 成果目標値

(1) アウトプット目標値

技術体験	参加生徒数500名以上
企業ガイダンス	参加生徒数500名以上
企業見学会	参加生徒数1,000名以上
社会人講話	参加生徒数100名以上

(2) アウトカム目標値

「参加者が製造業に関心を持ち、就職を前向きに検討する」意向を示した回答割合
→ 70%以上（取組1～5の全体指標とする。）